資料4-1

改正遊漁船業法について

令和６年４月１日から、

遊漁船業の制度が大きく変わります

○令和５年６月に、遊漁船業を営む根拠である

「遊漁船業の適正化に関する法律」を改正し公布。

→　安全管理の取り組みの強化のため

○令和６年４月１日から施行日と決定した。

→　国は、令和５年12月に省令を制定、１月中旬から、全国で遊漁船業者向け説明会を開催中

⇒　内容は水産庁作成のパンフレットで説明

（水産庁資料）

遊漁船業に関する協議会制度について

○　現状

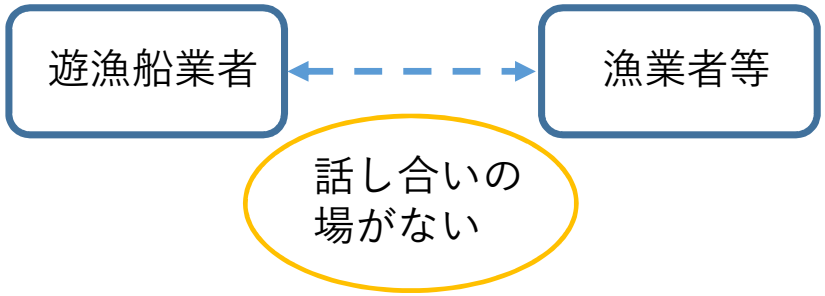

＜双方の思いの一例＞

（漁業者）操業の支障や漁具被害を受けた
（遊漁船）漁具敷設位置がわからない

（漁業者）漁港の使い方が悪い
（遊漁船）ローカルルールがわからない

（漁業者）どこの誰かもわからない
（遊漁船）誰と話しをして良いかわからない

⇒　**双方とも海面を利用し、共通した危機意識を共有しなければならない関係であるため、国は協議会制度を創設し、必要に応じて、協議する場を設けた。**

5．遊漁船業に関する協議会制度について

地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。
この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
・地域における出航の可否判断の統一基準
・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルールの策定や、トラブルの解決
・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。
また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。

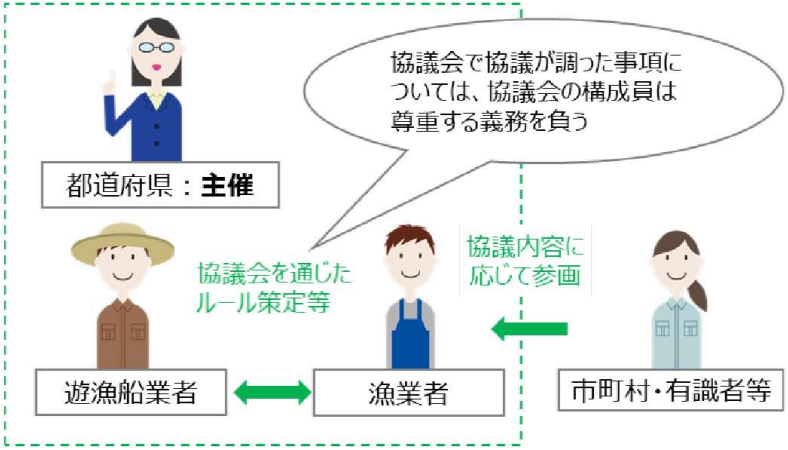

（水産庁資料）

遊漁船業に関する協議会制度について

○　水産庁の見解　（担当者会議など）

①協議会の範囲　→　各地区の海面利用協議会の規模を基本

②構成員　→　遊漁船業者、各漁協（漁業者の代表）、都道府県　※必要に応じ市町村・有識者等

③想定される協議事項など

地域で海難が発生した際の救助体制などセーフティーネットの構築
→　地域として遊漁船業者にも救助に参加してもらいたい
　　遊漁船業者も営業中に海難事故に会った際、速やかに救助してもらいたい

地域で出航の可否判断の統一基準
→　漁業者や兼業者に出航可否判断基準があるなら、地域の安全のために
　　遊漁船業者としても協調して定めたい

漁場利用のトラブル
→　操業の支障、漁具被害の防止に向けた意見交換など

資源管理の協力体制やルールづくり
→　資源管理に向けた意見交換など

強制力や罰則はなく
構成員の合意に基づき
地域の調和を図る場
として活用を！！

遊漁船業に関する協議会制度について

○　委員から意見をいただきたいこと

①協議会の範囲　→　営業所の登録を行っている振興局単位

・道としては、漁業者または遊漁船業者から要望があった場合、必要に応じ、年１回程度、振興局単位で協議会を開催することを想定。

・協議会の構成員となる遊漁船業者は、営業所の登録振興局を基本とするが、営業海域の振興局協議会にも参加可能とする。　※漁協（漁業者）は各振興局の協議会

・協議会の日程は、道ホームページで周知するほか、営業所の登録振興局の遊漁船業者、漁協には郵送やメールで通知することを想定。

②構成員　→　遊漁船業者、各漁協（漁業者の代表）、北海道　　※必要に応じ市町村・有識者も

・遊漁船業者、漁業者の参加を強制できない。多くの方に参加してもらうためのアイディア。

遊漁船業に関する協議会制度について

○　委員から意見をいただきたいこと

③協議会　→　要望を道で受け付け、必要に応じ協議会を開催

協議事項については、要望を受けた内容を道（振興局）で協議会に諮るべき内容か精査の上、選定する。

（要望の受付方法）

漁業者側の意見　　→　所属漁協を通じ振興局へ要望

遊漁船業者の意見　→　直接、振興局に要望

※団体に所属している場合は団体の長を通じて振興局に要望

（協議結果）

協議結果は、道のホームページで公開を想定

→　一時的に地域を利用する遊漁船業者にも地域の合意事項を周知するため

遊漁船業に関する協議会制度について

○　委員から意見をいただきたいこと

④協議会制度の活用方法について

この協議制度は、強制力や罰則はなく、構成員は協議が整った事項を尊重する制度

問題点として、強制力や罰則はなく実効性が乏しいことが想定され活用方法は難しい。

遊漁船業者と漁業者が共通して取り組むことができる事項があれば活用できる。

協議会制度は、令和６年４月から創設される制度。今後、協議要望があった場合の進め方（①～④）について、委員から意見をお願いします。

資料４－２(別紙)

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～

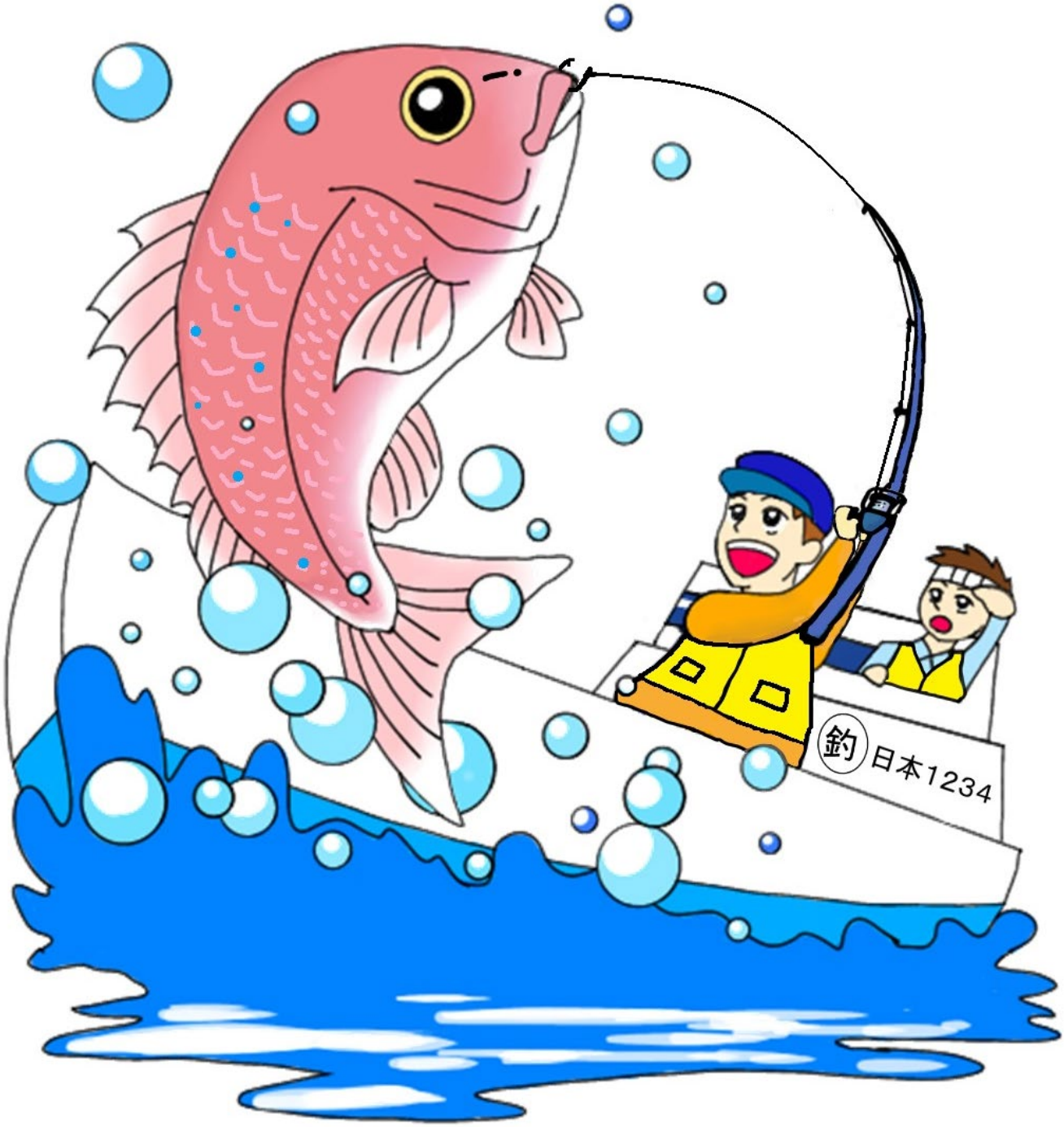

令和５年12月

水産庁

目次

遊漁船業の制度が大きく変わります …… 2

【制度改正のポイント】

1．遊漁船業者の新たな責務について …… 3

◇業務規程の新たな記載内容について …… 4

2．遊漁船業務主任者の新たな責務等について …… 5

3．損害賠償措置について …… 7

4．安全確保等に問題のある遊漁船業者への措置 …… 8

5．遊漁船業に関する協議会制度について …… 9

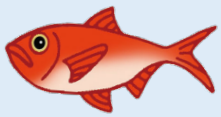

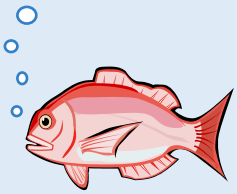

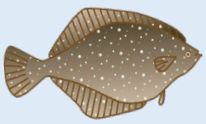

令和６年４月１日から、遊漁船業の制度が大きく変わります

令和５年６月２日に公布された遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律等により、遊漁船業における安全管理の取組が強化されます。

※遊漁船業とは、船舶により乗客を漁場に案内し、水産動植物を採捕させる事業のことで、船釣り、瀬渡し（磯渡し、防波堤渡し等）及び漁業体験（採捕を伴うもの）が該当します。

何が大きく変わるのですか？

大きく変わるのは、
・**利用者の安全性向上**のため、**遊漁船業者及び遊漁船業務主任者に新たな責務**が生じることと、
・**地域の水産業との調和**を図るため、**遊漁船業に関する協議会制度が創設**されることです。

なぜ今制度が変わるのですか？

遊漁船業（※）は、利用者の「命を預かって」営業をしていますが、近年、遊漁船業における死傷者数が増加しており、安全性の向上を図る必要があるためです。

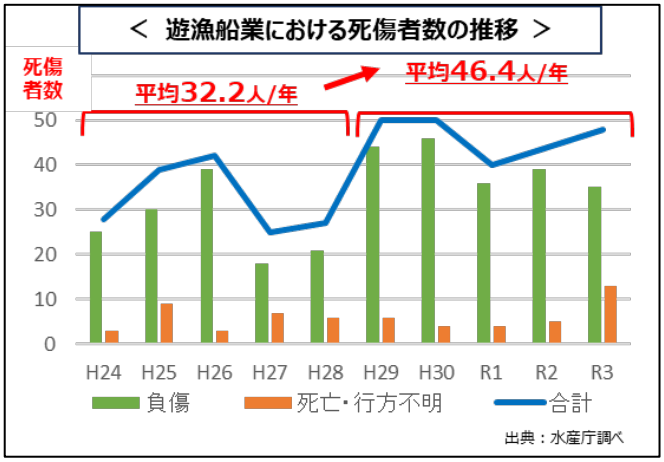

安全性の向上は大事ですね。

３ページ以降、詳しく見ていきましょう。

１．遊漁船業者の新たな責務について

今般の法改正により、遊漁船業における安全性向上の観点から、遊漁船業者には以下の対応が新たに求められることになります。

（１）新たな業務規程の作成

業務の実施方法等を定めた業務規程において、利用者の安全管理に関する業務や、従業者への教育の実施に関する業務などを明記する必要があります（具体的な記載事項は次ページを参照）。また、遊漁船業の登録・更新を都道府県に申請する際、業務規程を提出しなければならず、業務規程のうち利用者の安全確保等に係る内容が基準に適合しない場合は、登録・更新が拒否されることになります。

（２）遊漁船業務主任者等の管理や教育など

利用者の安全確保の要である遊漁船業務主任者がその責務（５ページを参照）をしっかりと実施するよう、業務規程に沿って、遊漁船業務主任者の管理や指導、教育・訓練などを行う必要があります。

（３）重大な事故が発生した際の都道府県への報告

重大な事故※が発生した場合、事故の発生後速やかに都道府県に事故の内容等を報告する必要があります。このように報告された事故情報等は、都道府県において公表されるほか、再発防止に活用されます。
（※衝突、乗揚げ、火災、転覆、設備の損傷のほか、死傷者が生じた事故）

（４）利用者の安全確保等に関する情報の公表

利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報を、原則インターネットにより公表する必要があります（ただし、常時使用する従業者が１人以下か自社HPを持たない場合は営業所への掲示等が可能）。例えば、都道府県から業務改善命令等を受けた場合に実施した措置や、契約している損害賠償措置の内容などが該当しますが、利用者がより安全性の高い事業者を選べるよう、積極的な安全確保等の工夫と情報発信をして下さい。

（５）損害賠償措置の加入

利用者の利益を保護するため、定員１人当たり5,000万円以上の保険に加入する必要があります（これまでは3,000万円以上。７ページ参照）。

（６）遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示

従来、営業所に掲示することとされていた遊漁船業者登録票について、原則インターネットにより公表する必要があります（ただし、常時使用する従業者が１人以下か自社HPを持たない場合は従来の掲示方法が可能）。

★上記の責務を含め、関係法令が遵守されない事業者には、罰則の適用はもちろんのこと、都道府県による業務改善命令、登録の取消処分のほか、登録・更新の拒否や、登録の有効期間の短縮などの可能性があります（８ページ参照）。

◇業務規程の新たな記載内容について

これまでも、遊漁船業者が作成する業務規程において、事故が発生した場合の対処方法や釣り等の規制の周知方法等、事業の実施方法を定めるようにしていたところですが、今後は、安全性向上の観点から、以下の事項の記載が新たに必要となります。国（水産庁）が定める「業務規程例」を参照し、適切な業務規程を作成してください。

①船長、遊漁船業務主任者等の確保

遊漁船の数等に応じて船長、遊漁船業務主任者、乗組員等を確保し、記載する必要があります（例：同時に運行する遊漁船2隻を所有する場合は、遊漁船業務主任者及び船長それぞれ2名必要（船長兼遊漁船業務主任者も可））。

②連絡責任者の選任

海難時などに海上保安庁等と連絡を行える者（連絡責任者）を明記して下さい。連絡責任者は、洋上にいる船長や遊漁船業務主任者ではなく、陸上にいる人を選任する必要があります。

③案内する漁場の位置とその漁場における安全管理の構築

案内する漁場を明記する必要があります。利用者を立入禁止の場所に案内しない旨の明記も必要です。また、当該漁場において、安全管理の体制（周囲の見回り、瀬渡しの場合の定期的な巡回等）を定める必要があります。

④通信設備や救命設備等の搭載

利用者の安全確保のための通信設備や救命設備を記載する必要があります。なお、船舶安全法関連法令により、遊漁船など旅客を搭載して事業に使用される船舶の一部について、改良型救命いかだ等、非常用位置発信装置、無線設備の搭載が義務付けられることとなる見込みです。

詳しくは国土交通省のHPをご覧ください。

⑤救命胴衣の着用

救命胴衣の着用について定める必要があります。利用客に救命胴衣を着用させた状態で乗船させること、乗船中は船室外では常に着用させること等を記載する必要があります。

⑥出航前検査の実施、乗務記録の作成・保存

出航前の船長による船舶や機器等の検査の実施、業務主任者によるその確認・記録、遊漁船業者による記録の保存(1年間)を定める必要があります。また、遊漁船業務主任者は乗務記録を作成し、遊漁船業者は保存(1年間)することを定める必要があります。

⑦飲酒等の禁止

出航前に船長、遊漁船業務主任者、乗組員の酒気帯びについて確認し、酒気帯びの者は業務に従事させないことを記載する必要があります。

⑧出航中止基準の作成、出航中止の判断

これまでと同様、営業海域に応じた明確な出航中止基準を定めておく必要があります。出航中止基準に達しない状況においても、状況に応じて、船長及び遊漁船業務主任者の意見を聞いた上で、出航を見合わせる旨を定め、実行する必要があります。

⑨従業者の教育

遊漁船業務主任者や船長に講習を受講させる等、従業者に対する地域の気象・海象や、漁場の利用ルール等の教育の実施について記載する必要があります。

現在登録している事業者も含め、全ての事業者において、令和６年10月１日までに、上記を踏まえた新しい業務規程を都道府県に届け出なければなりません。

2．遊漁船業務主任者の新たな責務等について

遊漁船業務主任者は安全確保の要です。他船舶と衝突しないように常に、適切な見張りを実施することや、利用者に守ってもらうルールを教え、指示するといった、従来の責務は引き続きしっかり行っていただく必要がありますが、以下(１)の責務が新たに追加されたので、適切に実施してください。また、次頁(２)及び(３)にある通り、資格に関する制度も変更されています。

（１）遊漁船業務主任者の新たな責務について

乗船前に行うもの

①出航前の検査等

利用客に救命胴衣を着用させた状態で乗船させることや、遊漁船の出航前に船舶及び設備の点検をしたり、乗組員全員に酒気帯びや体調不良等がないかの確認・記録を行い、遊漁船業者に提出する必要があります。

②出航判断等に関する意見

遊漁船業者による出航判断に対して、自らの経験や気象・海象の予測情報等に基づき、必要な意見を述べる必要があります。

乗船中に行うもの（※業務主任者は必ず乗船して業務を行わなければなりません。）

③利用者に対する安全確保のための指導・助言

釣りに関する指導・助言に加え、安全確保のために必要な指導・助言（乗船中の守るべき行動など）をする必要があります。瀬渡し等の場合は特に必要です。

④瀬渡し等の場合の安全管理（巡回等）

磯渡し、筏渡し、防波堤渡し等の「瀬渡し」と呼ばれる業態を行う場合、利用者を遊漁船から下船させた後も、「あとは釣り人の自己責任」ではなく、漁場付近での監視や定期的な巡回等を行うなど、利用者の安全管理を実施する必要があります。

乗船後に行うもの

⑤乗務記録の作成

気象海象の状況や案内した漁場、発生した事故等など、日々の営業の状況を記録する「乗務記録」を作成し、遊漁船業者に提出する必要があります。これらの積み重ねが安全意識の継続・向上につながります。

★上記の安全確保の取組に加え、下記の採捕に関する取組もあわせて実施願います。

近年、漁業においては、数量管理を基本とした資源管理を推進しており、遊漁者も協力が求められるようになっています。クロマグロのように遊漁者に対しても採捕に関する制限や行政機関への採捕報告義務がある魚種については、そのルールの遵守について遊漁船業務主任者から釣り客に指示する必要があります。

また、クロマグロ以外の魚種についても、適切な資源管理のため、遊漁による採捕量の把握が必要であることを利用者に伝え、採捕量の行政機関への報告を促すなどの協力をお願いします。

クロマグロ遊漁に関する規制の状況はこちら

遊漁採捕量報告はこちら

（２）遊漁船業務主任者になるために必要な研修等について

①実務研修の必要日数の延長

遊漁船業務主任者に選任されるために必要な実務研修の日数が、従来の10日から30日に延長されます。また、実務研修は、遊漁船業務主任者として従事する業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験等）ごとのものをそれぞれ受ける必要があります。

②実務研修の内容についての基準

実務研修においては、水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理、漁場の選定、気象又は海象の状況が悪化した場合の対応等を研修することに加え、研修の内容が身についているかを確認するために、習熟度の確認を行う必要があります。

③実務研修の実施者について

遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有する者でなければ、実務研修の実施者になれないことにしました。また、研修後は記録の作成が必要です。

（３）遊漁船業務主任者の欠格要件について

①欠格期間の延長

都道府県知事の業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任された場合、遊漁船業務主任者になることができない期間が従来の２年間から５年間に延長されます。

②欠格要件の追加

現行の欠格要件（登録取消処分を受けた場合、禁固以上の刑を受けた場合、遊漁船業法等で罰金刑を受けた場合など）に加え、新たに以下に該当する者についても、遊漁船業務主任者になることができないこととなりました。

・船員法（乗組員に対する安全教育訓練義務等）に違反して罰金刑を受けた者
・処分逃れの廃業をした者
・関連法人が登録取消処分を受けた者
・暴力団員である者又は5年以内に暴力団員であった者

（注）令和６年４月１日時点で既に遊漁船業務主任者に選任されており、かつ、同日に追加の欠格事由に該当することとなった遊漁船業務主任者については、令和11年３月31日までの間は、新たに欠格事由に該当しない限りにおいて遊漁船業務主任者を続けることができます。

３．損害賠償措置について

①損害賠償措置の引上げ

遊漁船業を実施するに当たって、従来は旅客定員１人当たり3,000万円以上の損害賠償措置（保険）に加入する必要がありましたが、利用者の利益を確保するため、定員１人当たり5,000万円以上のものに加入する必要があります。

②「利用定員」について

磯渡し、筏渡し、防波堤渡し等の瀬渡しにおいて、複数回往復することで旅客定員以上の人数を瀬渡しする場合であっても、１人当たり5,000万円以上の損害賠償措置を備える必要があることから、「利用定員」という考え方が導入されました。

「利用定員」とは、「瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数」であり、具体的な考え方は以下の例のとおりです。

なお、損害賠償措置に加入するにあたっては、今後1年間で想定される最大の利用定員で加入する必要があります。

※遊漁船の旅客定員を10名とした場合の利用定員

【例①】
・沖合の防波堤に３往復して最大30名を同時に渡す。
→同時に防波堤にいる最大人数の30名。

【例②】
・第１便で最大10名を磯Aに渡し、第２便で最大10名を磯Bに渡す。
→同時に磯Aと磯Bにいる最大人数の20名。

【例③】
・第１便で最大10名を防波堤に渡す。
・第２便で最大10名を同じ防波堤に渡すが、その帰途で第１便の10名を連れ帰る。
→同時に防波堤と遊漁船にいる最大人数の20名。

【例④】
・沖合の防波堤に最大10名を渡し、別途同時に船釣りも行う。
→同時に防波堤と遊漁船で釣りをさせる最大人数の20名。

現在登録している事業者も含めた全ての遊漁船業者において、令和７年４月１日までに適切な損害賠償措置に加入する必要があります。
令和６年度中の損害賠償措置を更新する際に、新しい基準に適応した損害賠償措置に加入するようにしてください。

4．安全確保等に問題のある遊漁船業者への措置

遊漁船業の安全性の向上を図るため、遊漁船業の登録や更新の要件を厳しくするとともに、罰則の強化を行いました。これにより、遊漁船業者の法令順守を確保するとともに、安全が担保されない事業者は排除されていくような制度改正を行いました。

①登録の有効期間の短縮

通常の登録有効期間は5年ですが、以下の表の通り、業務停止命令を受けた場合は1年に、業務改善命令を受けた場合等は３年に短縮されます。

事業停止命令を受けた者	1年
業務改善命令を受けた者 法第19条（事故報告）違反で過料に処せられた者 法第23条（情報の公表）違反で過料に処せられた者	3年

②登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加

登録取消処分を受けたなどの遊漁船業の登録・更新ができなくなる要件に該当した場合には、5年間は登録・更新をすることができなくなりました（※従来は２年間であったところを５年間に延長）。

また、下図のように、登録拒否要件が追加されています。

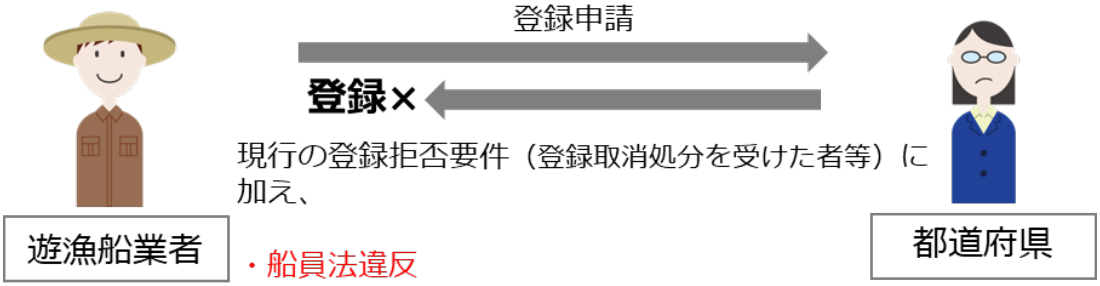

現行の登録拒否要件（登録取消処分を受けた者等）に加え、

・船員法違反
・処分逃れ
・関連企業が取消処分
・暴力団員等

が登録拒否要件に追加

③業務改善命令違反に対する罰則の引上げ

都道府県知事による利用者の安全に係る業務改善命令に違反した場合は、下記の通り、従来よりも重い罰則（懲役を含む）がかかるようになりました。

改正前	改正後
100万円以下の罰金 －	**１年以下の懲役**又は **150万円以下の罰金** 法人の場合は、**１億円以下の罰金**

5．遊漁船業に関する協議会制度について

地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。

この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
・地域における出航の可否判断の統一基準
・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルールの策定や、トラブルの解決
・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。

また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。

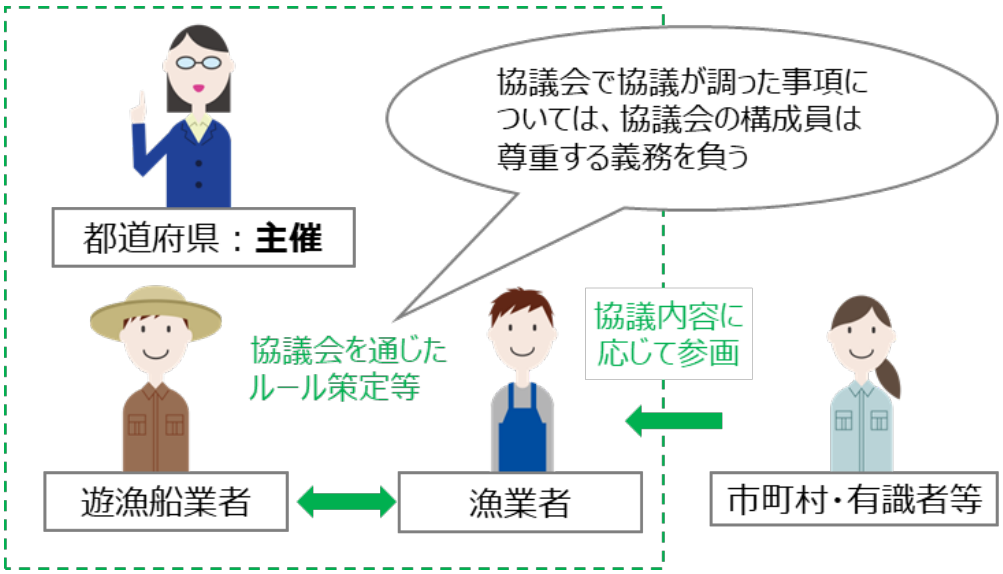

登録に関する問合先

遊漁船業の登録事務を行う都道府県の水産関係部局にお問い合わせください。
各都道府県の連絡先はこちら。

法令に関する問合先

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768
改正漁業法の情報はこちら。